

「SBI 証券との金融商品仲介業務等に関するご確認事項」

株式会社 SBI 新生銀行（以下、SBI 新生銀行）は、登録金融機関として、委託金融商品取引業者であるマネックス証券株式会社（以下、マネックス証券）と株式会社 SBI 証券（以下、SBI 証券）のそれぞれから委託を受け、お客さまのお取引を委託金融商品取引業者に仲介する金融商品仲介等の業務を行います。

このうち、SBI 証券との金融商品仲介業務等をご希望される場合には、以下の事項をご覧ください。ご確認くださいませようお願いします。

■証券仲介口座開設にかかるご確認事項（SBI 証券に SBI 新生銀行の証券仲介口座を開設すること、または既に SBI 証券に口座をお持ちのお客さまがコース変更により証券仲介口座に変更すること（証券仲介口座の開設と合わせて、以下「証券仲介口座開設等」といいます）をそれぞれ申し込む場合にご覧いただく確認事項）

- ・ SBI 新生銀行は、金融商品仲介業務等において、証券仲介口座開設申込等の申込みの受付を行います。
- ・ SBI 新生銀行店頭または WEB サイトからのお申込み後、SBI 証券で所定のお手続きが完了し、お客さまの証券仲介口座が開設され、またはコース変更が完了しますと、SBI 新生銀行を通じたお取引を開始することができます。
- ・ 18 歳未満のお客さまおよび SBI 証券にすでに証券口座をお持ちのお客さまは、新たに SBI 証券の証券仲介口座開設をお申込みいただくことができません（すでに証券口座をお持ちのお客さまは、当該口座を SBI 新生銀行の証券仲介口座に変更いただくことが可能です）。
- ・ 証券仲介口座の開設、またはコース変更の可否は、SBI 証券の審査基準に基づきます。SBI 新生銀行から証券仲介口座開設等の申込みを行った場合も、SBI 証券にて証券仲介口座開設等をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

■SBI 証券との金融商品仲介業務等に関するご確認事項（全てのお客さま共通の確認事項）

1. SBI 新生銀行は、SBI 証券とは**別法人**です。金融商品仲介取引にあたっては、SBI 証券の証券仲介口座の開設が必要です。（金融商品仲介の口座開設をお申し込みいただくと、SBI 証券に証券仲介口座が開設されます。）
2. SBI 新生銀行がご提供させていただく金融商品・サービス（以下「金融商品等」といいます）については、お客さまと SBI 証券とのお取引になります。SBI 新生銀行が登録金融機関としてご案内する金融商品仲介業務等における金融商品等は、SBI 証券によるものであり、SBI 新生銀行が提供するものではありません。

3. SBI 新生銀行は、SBI 証券とお客さまとの契約締結に関する代理権は有しません。
4. SBI 証券が取り扱う金融商品に関しましては、契約締結前交付書面、目論見書または約款等の内容を必ずご確認ください。 **お客さまご自身のご判断**でお取引いただくようお願いいたします。金融商品仲介業務等における金融商品等は、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、損失を生じるおそれがあります。
5. お取引に際しては、手数料等がかかる場合があります。手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法等により異なり多岐にわたるため、具体的な金額または計算方法を記載することができません。SBI 新生銀行で取り扱う一部の金融商品等は、同一商品であっても、SBI 新生銀行店頭窓口や SBI 新生ウェルスマネジメント（共同店舗）の窓口、委託金融商品取引業者の WEB サイトでの取引等、窓口や委託金融商品取引業者により取扱いに違いがあり、手数料等が異なる場合がございます。SBI 証券との金融商品仲介業務等に関し、各金融商品等のリスクおよび手数料等の情報の詳細および最良執行方針については、SBI 証券のホームページ等にてご確認ください。
6. SBI 新生銀行が、お客さまと SBI 証券との間でお取引の仲介等をさせていただきます金融商品等については、特に以下の点にご留意ください。
 - 預金等ではなく、預金保険法に規定される保険金の支払い対象ではありません。
 - 元本の返済や利息の支払いは保証されておりません。**
7. ご購入いただいた金融商品等は SBI 証券に開設された口座でお預かりのうえ、SBI 証券の資産とは分別して保管されますので、SBI 証券が破たんした際にも同社の整理処分等に流用されることはなく、原則として全額保全されます。万が一、SBI 証券が破たんした際に、分別管理に不備がありお客さまの資産を返還できなくなった場合「投資者保護基金」によりお客さま 1 名あたり 1,000 万円まで補償されます。
8. SBI 証券とのお取引の有無は、SBI 新生銀行とお客さまの間の銀行取引に一切影響を与えません。また、SBI 新生銀行での預金・融資等のお取引内容が金融商品仲介取引に影響を与えることはありません。
9. 株式会社 SBI 新生銀行は、金融商品等の勧誘に当たり SBI 証券の WEB サイト等をお客さまに提示し、利用することがあります。

以上

登録金融機関

・株式会社 SBI 新生銀行
 登録番号：関東財務局長（登金）第 10 号
 加入協会：日本証券業協会
 一般社団法人金融先物取引業協会

委託金融商品取引業者

・株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 44 号、商品先物取引業者
 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会、
 一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、
 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

・マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会、
 一般社団法人資産運用業協会